各届出書の電子申請について

窓口、郵送での受付に加え、電子申請での受付も開始します。 次の事項にご留意いただき電子申請を行ってください。

電子申請の流れについて

●各届出の電子申請の流れは下図の通りです。電子申請を行い、メール(完了)が届きましたら、各届出 の電子申請は完了です。

メール(差し戻し)が届いた場合は、再度電子申請手続きを行ってください。電子申請サービスの Graffer アカウントを使用したログイン後電子申請された場合は、申請内容を引き継ぎ申請すること ができます。アカウントについてはページ(3/3)を参照してください。

- ●差し戻しの場合がありますので、各届出の電子申請の際に不備がないか確認お願いします。 不備として挙げられる例
 - ・入力した電子申請の内容(物件名称や床面積、用途別床面積等)と Excel データのシート「メイン」に入力された内容と異なる。
 - ・Excel データのスコアの入力されていない。(名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル 2016 P.3 【5.評価および環境計画書の作成方法】(3)建築物環境計画書の作成方法 参照)



受付日(届出日)について

●電子申請による受付日は、開庁日の午後4時まで(令和7年4月以降は午後3時30分)に電子申請されれば、当日が受付日(届出日)となります。午後4時以降(令和7年4月以降は午後3時30分)または閉庁日に電子申請の場合は、翌開庁日となります。例えば、土曜日(閉庁日)に電子申請をすると、月曜日(翌開庁日)が受付日(届出日)となります。

電子申請時の添付データについて

●各届出で委任状と Excel データを添付する際は、委任状は PDF 形式、Excel データは.xlsx 形式で添付してください。

控えについて

●各届出は、電子申請サービスでの届出を行い返信メール(処理完了)にて完了となります。さらに控え が<u>欲しい</u>場合は、次ページに記載されている宛先へ郵送資料を同封の上郵送してください。

郵送資料

- ・返信メール(処理完了)を印刷したもの
- 各届出で該当する届出書
 建築物環境計画書届出書(第31号様式)
 建築物環境計画書変更届出書(第32号様式)
 特定外建築物環境計画書届出書(第1号様式)
 特定外建築物環境計画書変更届出書(第2号様式)
 株面積が2,000 m以下の建築物で
 任意で届出される場合
 ※届出書の様式は、下記 URL(HP:建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)関連の書類ダウンロー
 ド)からダウンロードしてください。

https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000010734.html

・返信用封筒(切手貼付済のもの若しくはレターパック)」

各届出書に収受印と控印を押印して、返送します。尚、収受印の日付は届出日となります。

※控えをご希望される場合は、電子申請サービスの返信メール(処理完了)受信から1週間以内をめど に送付してください。

宛先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築物環境指導担当

電子申請を開始する前の確認事項

●電子申請サービスが行える環境か確認

お使いの PC やスマートフォンが電子申請が行える環境か確認してください。

よくある質問 Q.推奨環境

https://graffer.jp/faq/usaq66

●電子申請サービスを行うための Graffer アカウントの登録

電子申請は、「Graffer アカウントを使用したログイン」と「メールアドレス認証」の2種類いずれか の方法で申請を始められます。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するには、Grffer アカ ウントからになり「メールアドレス認証」ができませんので、「Graffer アカウントを使用したログイ ン」を推奨しております。

また、Graffer アカウントは、Google や line のアカウント情報からも登録可能です。

よくある質問 Q.ログイン方法を教えてください

https://graffer.jp/faq/irrg18

よくある質問 Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

https://graffer.jp/faq/wh3fgw

その他事項

●電子申請サービスについてのよくある質問が下記 URL からご覧いただけます。 https://graffer.jp/fag/